

メンタルヘルス問題のある親による子ども養育世帯支援における
相談援助職の連携と認識(2)

—児童福祉および精神保健福祉領域の支援者調査比較を通して—

○ 県立広島大学 氏名 松宮 透高 (002749)

田中 聡子 (県立広島大学・006587)

キーワード：メンタルヘルス 連携 精神保健福祉

1. 研究目的

本研究の目的は、メンタルヘルス問題のある親による子ども養育世帯支援に対する支援者の参画実態、認識、支援環境などを把握することを通して、不全状態が指摘される児童福祉領域と精神保健福祉領域の連携促進と当該世帯への積極的な支援展開に向けた課題を明らかにすることにある。

2. 研究の視点および方法

子ども虐待の発生には貧困、社会的孤立、DV、子どもの障害、養育者の精神疾患など諸要因の複合があることから、その予防にはソーシャルワークと機関連携の実質化が必要(松本ら 2010)とされる。実際、児童福祉現場での虐待対応事例に親のメンタルヘルス問題がみられる割合は高く、その支援者は高いストレスと困難感を抱いている。その背景には、専門職の参画が乏しく、児童福祉と精神保健福祉領域の相談援助職間の連携不全や認識の相違があり、メンタルヘルス問題のある親の子育て支援に関する研修も不十分で、その中で家庭復帰が促進されるという状況がある(松宮・八重樫 2013; 松宮・井上 2014)。児童福祉および精神保健福祉領域の連携には大きな課題があるが、その後の制度改正や社会的認識の浸透が何らかの進展をもたらした可能性はある。

そこで、子ども虐待問題にかかわる機関および精神科医療機関を対象として実施した調査の結果をもとに、とくに児童福祉および精神保健福祉領域における相談援助職間の比較検討を行った。この調査は児童相談所、児童家庭支援センター、児童福祉施設(児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設)、日本精神保健福祉士協会が所属する精神科病院・精神科診療所・その他医療機関の全数郵送質問紙調査であり、科学技術振興機構(JST)社会技術研究開発センター(RISTEX)「安全な暮らしをつくる新しい公/私空間の構築」研究開発領域研究開発プロジェクト「養育者支援によって子どもの虐待を低減させるシステムの構築」(代表:理化学研究所 黒田公美)に基づいて実施した。調査期間は2017年12月1日~2018年1月15日であった。

3. 倫理的配慮

本研究は「個人情報の保護に関する法律」ならびに社団法人日本社会福祉学会が定める研究倫理指針に沿って取り組んでおり、調査実施に際しては県立広島大学保健福祉学部研究倫理委員会による研究倫理審査を受審しその承認(第17MH023号)を得た。

4. 研究結果

調査対象機関別の回収票数等は、①児童相談所 74 (回収率 35.4%)、②児童家庭支援センター53 (回収率 44.9%)、③児童福祉施設 460 (回収率 42.5%)、④精神保健福祉士が在籍する医療機関 431 (回収率 24.2%) であった (以下、①②③④と表記)。各調査票に共通する質問事項について、「そう思う」: 4, 「ややそう思う」: 3, 「あまり思わない」: 2, 「そう思わない」: 1 と数値と対応させた 4 件法での回答を求め、その平均値を①～④間で比較した。その結果、メンタルヘルス問題のある親による子ども養育世帯 (以下、当該世帯) 支援に関して、主に以下のことが明らかになった。(1) アセスメント時、①～④とも共通して親のメンタルヘルス問題、生活状況などの確認をしている。ただし、虐待の確認、子どもとの面談、家庭復帰に向けた親子面接の設定、家庭復帰前後の家庭訪問などについては、④における実施頻度が低い。(2) 当該世帯に関して、その情報に触れたり直接担当したりする機会は④において少なく、当該世帯支援に関する所属機関内外でのカンファレンス、スーパービジョン、連携の機会も乏しいと認識されている。(3) ④が当該世帯に関する情報照会を求められる機会は多く、情報提供する機会も児童相談所に次いで多い。(4) ④は①～③と比較して子ども虐待についての関心、支援経験、研修受講、研修受講ニーズが低い。一方、メンタルヘルス問題および貧困問題に関しては、①～④の間で明確な差異はみられなかった。(5) 市区町村における情報共有と連携の場である要保護児童対策地域協議会の認知度は④において極めて低く、実際の参画も乏しいと認識されていた。

5. 考察

精神科をはじめとする医療機関に所属する精神保健福祉士の当該世帯支援参画は、児童福祉領域からの情報照会を求められる機会の多さを除けば乏しい状況にある。演者らが 2009 年に実施した類似調査の結果 (松宮・八重樫 2013) と比較すると、④における当該世帯支援の頻度、児童福祉との連携、虐待認識、研修受講などにおいて顕著な変化は認められず、むしろ児童福祉領域におけるメンタルヘルス問題への関心や理解が進展していることが示唆された。当該世帯の親は必ずしも「精神障害者」ではなく、広義のメンタルヘルス上の困難がありながら受診していない場合もある。医療費を源資とする医療機関が非受診者を含めた子育てで支援や子ども支援に関与する機会が少ないのは自然なこととはいえ、近年の法改正等は、本調査結果をみる限りこの課題には十分寄与していない。子ども虐待の実態に照らせば、メンタルヘルス問題と生活問題への包括的な支援機能を担う専門職の参画は不可欠であり、その促進に向けた基盤整備や研修体制が必要である。

引用文献 (抄)

- ・松本伊智朗ほか (2010) 『子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究』 22-56.
- ・松宮透高・八重樫牧子 (2013) 「メンタルヘルス問題のある親による虐待事例に対する相談援助職の認識－児童福祉と精神保健福祉における差異を焦点として－」『社会福祉学』 53(4). 123-136